



2016年6月20日

精義地区宅老所精和クラブふれあいトーク
(精義地区宅老所精和クラブ)

ご存知ですか？成年後見制度



桑名市保健福祉部地域介護課
中央地域包括支援センター(障害福祉課併任)

社会福祉士 西村 健二

桑名市 ゆめ はまちゃん (ゆるキャラグランプリ2014 **三重県内第1位**)

本日の進め方

- 1. 成年後見制度ってなんだろう？
- 2. 成年後見制度を利用する方法



桑名市役所



精和地区宅老所ふれあいトーク

1. 成年後見制度ってなんだろう？



木曾三川と長島輪中

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

成年後見制度利用ってなんだろう？

○成年後見制度とは

判断能力が低下した者を、
家庭裁判所で選任された成年後見人等が
法的に支援する制度



成年後見制度利用のメリット

○成年後見制度を利用する前に知っておきたいこと

・メリットとデメリットがある

→気軽には利用を勧めていない

<メリット>

・判断能力が低下していても、財産管理や契約ごとを後見人等が本人に代わって行うことができる

成年後見制度利用のデメリット

<デメリット>・・・見方によってはメリットでもある

- ・本人と家族の財産を明確に分けて管理する必要がある
(「どんぶり勘定」はできない)
- ・本人が入院・入所等で自宅を離れている期間、自宅の光熱水費を本人の口座から引き落としてしまうと償還を命じられる場合がある
- ・本人から家族等に対し、慶弔に伴う費用、小遣い、生活費等を渡す場合は裁判所と相談が必要(社会通念上の金額の難しさ)
- ・後見人等は、家庭裁判所に対して毎年定期的に財産に関する報告が必要などなど、一般的な感覚からすると煩雑な面がある



成年後見制度利用が適切な場合

- ・本人の判断能力の低下により、金融機関の窓口において預貯金の入出金を断られた場合
- ・本人の生活資金として、遊休不動産や有価証券の売却が必要な場合
 - (注意1: 不動産や有価証券購入などの投資は原則できない)
 - (注意2: 生活資金以外の営利目的での売却は原則できない)
- ・親族(推定相続人)間で、本人の財産に関して争いがある(又は予想される)場合
- ・経済的虐待、介護放棄などがある(又は恐れがある)場合
- ・支援にあたる親族がいない、又は親族が支援しない場合
- ・消費生活被害にあっている場合 などなど

どうして気軽に利用を勧めないのか？

- ・日本の成年後見制度は**本人から権限を奪ってしまう制度**でもあるため、本来は可能な限り、本人が自らの意思、判断で財産処分などを行うべき
- ・ただし、成年後見人等には本人の意思を尊重する義務が課されている



本人との面談でのポイント

・本人の状態確認で見極めること

- ①成年後見制度利用が必要な状態にあるかどうか
認知症・精神障害・知的障害による判断能力低下の有無
手帳・介護認定の有無は関係ない
身体障害では利用できない
- ②本人が申立てができる状態にあるかどうか
「誰かをお願いしたい」という意思表示ができるかどうか
- ③後見・保佐・補助のいずれの類型に該当するのか



成年後見制度の必要性の判断

・3つの類型ごとの判断能力基準

＜後見類型＞ ←旧禁治産制度

- ・事理を弁識する能力を**欠く**常況にある方
- ・診断書記載ガイドラインでは、「自己の財産を管理・処分することが**できない**」
＝日常的に必要な買い物も自分ではできず、
誰かに代わってやってもらう必要があるという程度

＜保佐類型＞ ←旧準禁治産制度

- ・事理を弁識する能力が**著しく不十分**な方
- ・「自己の財産を管理・処分するには、**常に援助が必要**である」
＝日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産、自動車の
売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は自分ではできないという程度

＜補助類型＞ →実は多くの高齢者が該当するようなレベル

- ・事理を弁識する能力が**不十分**な方
- ・「自己の財産を管理・処分するには、**援助が必要な場合がある**」
＝重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、
できるかどうか危惧がある（本人の利益のためには、誰かに
代わってやってもらった方がよい）という程度



医師の診断書作成について

<診断書について>

- ・3つの類型は医師の診断書に記載された類型をもとに判断する
- ・申立てに必要な診断書は3枚で構成される
診断書・診断書附票・鑑定連絡票
- ・文書作成料は医療機関によって異なる(概ね2,000円～10,000円程度)
- ・申立類型と診断書の類型が異なっても申立ては可能だが、
家庭裁判所に理由を説明する必要がある
- ・診断書の作成は**精神科以外の医師も作成可能**

<鑑定書について>

- ・診断書は申立て書類に添付が必要だが、
鑑定は申立後に指示があった場合に行う
- ・申立案件の**1割程度しか鑑定は行っていない**
- ・期間は1～2か月程度(9割)、当然受診が必要
- ・鑑定費用は5万円(範囲は3～10万円)が多い
- ・診断書を作成した医師が鑑定が必要な場合に
受けるかどうかは鑑定連絡票に記載されている





精和地区宅老所ふれあいトーク

2. 成年後見制度を利用する方法



六華苑(旧諸戸精六邸)

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

成年後見制度利用のすごく簡単な流れ

必要な書類を集める・作る

家庭裁判所に書類を出す

家庭裁判所で面接を受ける

家庭裁判所から審判が届く

成年後見人等が誕生

成年後見制度利用の流れ

① 判断能力が低下

② 成年後見制度の概要を知る

③ 成年後見制度を利用すべきか検討する

④ 誰が申立をするかを決める

⑤ 医療機関を受診する・類型を決める

⑥ 申立書類の作成・必要書類の準備・候補者の検討

⑦ 家庭裁判所に申立て・収入印紙・切手の提出

⑧ 申立人・候補者が裁判所で面接を受ける

⑨ 審判が出る・14日間の即時抗告期間

⑩ 審判の確定・登記

申立人になれる者

- ・誰が申立人になるのかを判断する
- ・法律上、申立人になれる者
 - 本人、配偶者、4親等内の親族、
 - 後見人、保佐人、補助人、
 - 後見監督人、保佐監督人、補助監督人、
 - 未成年後見人、未成年後見監督人、
 - 任意後見人、任意後見監督人、任意後見受任者、
 - 検察官、市区町村長



どうして後見人等も申立てができるの？

補助から保佐、後見から補助など、
本人の状態に応じて類型変更があり得るため
任意後見人などは予め定めた代理権以外の
支援が必要になったときに申立てすることがあるため

申立人の検討

①まずは**本人**を検討

「誰かにお願いしたい」という意思表示ができることが最低条件
後見類型の本人申立ても可能
書類作成は弁護士、司法書士に委任する必要性が高い

②次に**配偶者**又は**4親等内の親族**を検討

費用は原則は申立人負担

③適切な申立人がいない場合は**市区町村長**

区長は東京都の特別区長をいい、政令指定都市は市長が申立てする
法令上は現在地、居住地、住所地、本籍地を問わず**実情を把握しうる**
市区町村長は申立てが可能だが、介護保険被保険者、生活保護受給者、住民などに限定している市区町村がある



4親等内の親族とは

- ・親族とは、
「6親等内の血族」と「3親等内の姻族」
- ・申立人になることができるのは
「4親等内の血族」と「3親等内の姻族」
- ・血族・・・血のつながった者
親族でも5・6親等の血族は申立てができない
- ・姻族・・・婚姻関係によって親戚になった者
4親等以上の姻族は申立てができない



候補者の検討

- ・候補者は自然人に限らず**法人**も可能、また**複数人**も可能
- ・大きく**親族後見人**と**第三者後見人**に分かれる
- ・第三者後見人のうち多いのは**司法書士、弁護士、社会福祉士**
- ・その他、行政書士、精神保健福祉士なども取り組んでいる
- ・ただし、候補者を後見人等に選任するかどうかは家庭裁判所が決める
あくまで申立人の希望を述べるに過ぎない
- ・財産が多い場合、候補者が高齢の場合、候補者と本人の関係に問題がある場合、親族間で財産に関する争いがある場合、推定相続人が申立てに同意していない場合などは候補者以外の第三者が選任されやすい



必要書類の準備～戸籍等～

- ① **住民票**または**戸籍の附票**（住所が記載される）を集める
- ② **本人の出生から現在までの戸籍謄本・戸籍全部事項証明書**を集める
- ③ **推定相続人の戸籍・戸籍全部事項証明書**を集め、**親族関係図**を作成
- ④ 推定相続人に連絡を取り、同意・不同意を確認（**不同意でも申立可能**）
- ⑤ 郵便により東京法務局から**登記されていないことの証明書**を取り寄せ
- ⑥ 資産、負債、収入、支出等の資料を集め、財産状況を確認
主に金融機関の預貯金通帳のコピーが必要



必要書類の準備～申立書等～

- ・申立人・本人・候補者、類型、申立ての実情を記入
- ・保佐・補助の場合、希望する代理権・同意権（取消権）を記載
後見類型はほぼすべての代理権・取消権を有しているため記載不要（後見類型には同意権はない）
- ・希望する代理権・同意権（取消権）を記載しておかないと、後日、追加で代理権・同意見権（取消権）の付与申立てをする必要がある
- ・申立ての実情は、申立てに至った経緯と必要性を訴える最も重要な書類
- ・本人と候補者については照会書という書類を作成



後見人等ができないこと

○後見人等は身元保証・身元引受・医療同意はできない

医療同意は結婚・離婚、養子縁組・離縁、子の認知などと同じく本人のみが決め得る一身専属の権利であり、後見人等は決定(同意・署名)できません。

身元保証・身元引受も入院費用などの連帯保証人となる内容などもあり、仮に本人に代わって債務を弁済してしまうと本人に対する債権者となり利益相反が生じます。

あくまで後見人等は「本人」であり、署名できません。

○後見人等は死後の事務ができない

死亡した場合の医療機関・施設等からの遺体の引取り、葬儀はできません。

いよいよ家裁へ申立て

<津家庭裁判所四日市支部>

- ・〒510-8526 四日市市三栄町1-22 家事受付係 059-352-7185
- ・四日市市役所の南側にある裁判所の建物2階
- ・桑名市・いなべ市・四日市市・桑名郡・員弁郡・三重郡を管轄
- ・①申立書類＋②収入印紙＋③郵便切手の提出が必要 合計6,337円
 - 収入印紙 800円(申立用)＋2,600円(登記用) 計3,400円
 - 郵便切手 500円×2枚、100円×9枚、82円×10枚、52円×1枚、10円×15枚、5円×2枚、1円×5枚 計2,937円
- ・受理面接の予約を行う
 - 毎週水・金曜日の9:30と9:45(水のみ)、13:30の週5枠
- ・受理面接は家庭裁判所調停室において、本人・申立人・候補者が家庭裁判所参与員(または調査官)の面接を受ける
- ・面接時に不足する書類がある場合は指示がなされる
- ・面接と指示書類の提出が終われば審理がなされる



⑦ 審判

< 審判 >

- ・審理期間はおおむね2か月以内
- ・審判は本人(一般郵便)、申立人(一般郵便)、候補者(特別送達)郵送される
- ・候補者が受け取った日の翌日から起算して14日間の即時抗告期間あり
- ・審判に対して不服がある場合は即時抗告することで高等裁判所での審理に移る(抗告状の提出先は原裁判所である家庭裁判所)
- ・津家庭裁判所四日市支部で即時抗告を行った場合は名古屋高等裁判所
- ・家庭裁判所に問い合わせをする場合は事件番号(平成〇年家第〇号)で照会すると手続きが円滑
- ・即時抗告期間を経過すると審判が確定し、後見人等の権限が発生
- ・審判確定後、家庭裁判所書記官が東京法務局に登記を囑託し、登記がなされる
- ・東京法務局で後見登記事項証明書ができるまでの期間に対応が必要な場合、家庭裁判所の審判確定証明書で代用できることがある



まとめ

- ・申立書類の作成はたいへんだが、やってやれないものではない
- ・不安であれば、費用はかかるが、弁護士・司法書士に作成を委任可能
- ・法テラスの民事法律扶助が利用できれば費用の立替が可能
場合によっては償還が免除されることもある
- ・ひとりで抱えず、相談窓口(地域包括支援センター、福祉後見サポートセンター)を積極的に利用しよう！

地域包括支援センター
福祉後見サポートセンター
までお気軽にご相談ください。



成年後見制度に関する相談窓口

<桑名市>

- ・地域介護課 中央町2丁目37番地 TEL 24-1489
- ・障害福祉課 中央町2丁目37番地 TEL 24-1171

<桑名市社会福祉協議会>

- ・福祉後見サポートセンター 常磐町51番地 TEL 22-8218

<地域包括支援センター>

- ・中央地域包括支援センター 中央町2丁目37番地 TEL 24-5104
- ・東部地域包括支援センター 内堀17番地 TEL 24-8080
- ・西部地域包括支援センター 西金井170番地 TEL 25-8660
- ・南部地域包括支援センター 江場776番地5 TEL 25-1011
- ・北部東地域包括支援センター 長島町松ヶ島66番地 TEL 42-2119
- ・北部西地域包括支援センター 多度町多度1丁目1番地1 TEL 49-2031

<障害者総合相談支援センター>

- ・障がい者総合相談支援センターそういん 寿町1丁目11番地 TEL 27-7188
- ・障害者総合相談支援センターくわな 寿町1丁目11番対 TEL 87-7490
- ・桑名市社協障害者総合相談支援センター 長島町松ヶ島53番地2 TEL 41-2015

関係機関・関係団体

<津家庭裁判所四日市支部>

- ・家事受付係 四日市市三栄町1-22 TEL 059-352-7185

<法務局>

- ・東京法務局後見登録課 東京都千代田区九段南1-1-15 TEL 03-5213-1353
- ・津地方法務局 津市丸之内26-8 TEL 059-228-4192

<日本司法支援センター(法テラス)>

- ・三重地方事務所 津市丸之内34-5 TEL 050-3383-5470

<関係団体>

- ・三重弁護士会 津市中央3-23 TEL 059-228-2232
- ・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部
津市丸之内養正町17-17 TEL 059-213-4666
- ・一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター三重県支部
津市広明町349-1 TEL 059-226-3137
- ・一般社団法人三重県社会福祉士会 津市桜橋2-131 TEL 059-228-6008

<公証人役場>

- ・四日市公証人合同役場 四日市市鶉の森1-3-15 TEL 059-353-3394

ご清聴ありがとうございました



本物力こそ桑名力

